

平成25年 7 月 19日 開会

平成25年 7 月 19日 閉会

平 成 2 5 年 三 宅 町 議 会 第 2 回 臨 時 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

平成 2 5 年 7 月 三宅町議会第 2 回臨時会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (7月19日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	5
町長挨拶	5
開会の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
承認第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
町長挨拶	23
閉会の宣告	23
署名議員	25

三宅町告示第136号

平成25年7月三宅町議会第2回臨時会を
次のとおり招集する

平成25年7月9日

三宅町長 志 野 孝 光

記

1. 招集日時 平成25年7月19日 金曜日
午 前 10時00分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場
1. 付議事件
 - (1) 専決処分事項報告について
 - (2) 権利の放棄について

平成25年7月三宅町議会第2回臨時会

会期日程表

平成25年7月19日金曜日 1日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	7月19日 金曜日	午前10時00分	臨時会開会

平成25年7月三宅町議会第2回臨時会

招集の日時 平成25年7月19日金曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

渡 辺 哲 久	植 村 ケイ子	川 口 靖 夫
中 尾 正 巳	廣 瀬 規矩次	馬 場 武 信
松 田 睦 男	池 本 久 隆	梅 本 勝 久

欠席議員数（1名）

辰 巳 勝 秀

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	志 野 孝 光	副 町 長	中 村 吉代茂
教 育 委 員 長	岡 本 真寿美	教 育 長	松 並 宣 也
代表監査委員	片 岡 嘉 夫	総 務 部 長	中 川 章
未来創造部長	東 浦 一 人	くらし創造部長	松 本 幹 彦
土木環境部長	岡 本 豊 彦	幼 児 園 園 長	吉 井 五十鈴
教育委員会事務局次長	吉 田 明 宏	会 計 管 理 者	向 井 理 則

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土 江 義 仁	モニター室係	森 本 典 秀
モニター室係	村 上 菜 保		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

8 番 議 員	池 本 久 隆	1 0 番 議 員	梅 本 勝 久
---------	---------	-----------	---------

平成25年7月三宅町議会第2回臨時会

議 事 日 程

平成25年7月19日 金曜日

午 前 10時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 承認第11号 専決処分事項報告について
- 日程第4 発議第2号 権利の放棄について

◎議長挨拶

○議長（馬場武信君） 皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は平成25年7月三宅町議会第2回臨時会を招集されましたところ、議員各位にはご多用の中ご出席賜り、心から敬意を表します。

初めに、9番議員、辰巳勝秀君より欠席届が出ていることをご報告いたします。

本臨時会に提案されております議案につきましては、専決処分事項報告についての承認案1件と権利の放棄についての発議案1件が提出されておりますが、どうか慎重ご審議を賜りますようお願いし、開会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（馬場武信君） 開会に先立ち、志野町長より挨拶をいただきます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成25年7月三宅町議会第2回臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては平素、町政運営に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時会にご提案いたしておりますのは、控訴の提起に係る専決処分事項報告をご提案申し上げ、議会からも発議1件の提案があり、合わせて2件のご審議を願うわけでございますが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

◎開会の宣告

○議長（馬場武信君） ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、平成25年7月三宅町議会第2回臨時会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議に入ります。

（午前10時01分）

◎議事日程の報告

○議長（馬場武信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付いたしておるとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場武信君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により 8 番議員、池本久隆君及び10番議員、梅本勝久君の 2 人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（馬場武信君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

これより議事に入ります。

◎承認第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場武信君） お諮りいたします。

日程第 3、承認第11号 専決処分事項報告についてを議題とし、上程したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 異議なしと認め、上程いたします。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 承認第11号 専決処分事項報告の控訴の提起及び控訴受理の申し立てについて、去る 7 月 9 日に開催されました全員協議会でも説明いたしましたが、三宅町を被告とする奈良地方裁判所平成24年第14号損害賠償請求事件及び平成25年第 2 号損害賠償請求事件について、平成25年 6 月 6 日に言い渡された判決に対し、これを不服として大阪高裁へ控訴するに当たり、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、6 月17日に地方自治法第179条第 1 項に基づき専決処分を行い、6 月19日付にて控訴の提起及び控訴受理の申し立てを行いましたので、議会へこれを報告し、地方自治法第179条第 3 項により議会の承認を願うべく提出いたしております。

以上が今臨時会に提出いたしました承認案1件の概要説明でありますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（馬場武信君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

日程第3、承認第11号 専決処分事項報告についてを議題として、質疑を許します。

質疑はありませんか。

植村ケイ子君。

○2番（植村ケイ子君） ここで総括質問をやったらいいいわけですか。

○議長（馬場武信君） 専決処分についてですね。はい。

○2番（植村ケイ子君） 本議案について、志野町長から住民に対し説明や謝罪がなかったにもかかわらず専決処分がなされたことが適当であったかどうかについてです。

判決は6月6日、志野町長代理人の判決文受け取りは翌7日、控訴期限は6月21日だったと思います。専決処分は6月17日です。この場で法令の条文を朗読する無駄は省きますが、町長は、最短で3日前までに招集を通知して議会の開催を要求することができるはずで、14日間の控訴検討期間には土曜日、日曜日も含まれているでしょうが、法令は土曜日、日曜日であっても緊急の際は招集することも認めています。

住民の公金支出に関する監査請求と監査報告を不服とする提訴、そして町長の不法行為認定判決という不祥事は、まさに専決処分に等しい随意契約に起因しているのだと志野町長が深く反省しているのであれば、司法の判断に抗うような専決処分による控訴決定などなされるはずもないのではないのでしょうか。

控訴提起をどのような意図をもって専決処分としたかについて、説明を求めます。

○議長（馬場武信君） はい、どうぞ、町長。

○町長（志野孝光君） ただいま植村議員のご質問、専決処分処理した理由についての回答を述べさせていただきます。

過日の全員協議会でも説明いたしましたように、6月10日に役場に判決文が届きました。その後、控訴手続の2週間の期限までに住民訴訟の判決等を調査いたしまして控訴内容の検討などを行った上、町としての考えをまとめたものであり、さらに、顧問弁護士と協議し、その間5日を費やしたわけでございます。その時点より臨時議会を行うには、全員協議会並びに議会運営委員会の開催に伴う連絡調整、全員協議会並びに議会運営委員会の開催、議案書の作成と配付、質疑の検討時間の確保、質疑内容の精査、理事者への報告、質疑提出後の回答の準備、そして議会開催と段階を踏んで進めてまいりましても、最短として考えても6日の日程が必要となるわけでございます。6月21日の控訴手続の期限が迫っている中で、残された時間でこれら进行处理することが困難であるこ

と、また、議会で控訴が決議後もさらに弁護士による控訴書類の作成に時間が必要であること、そして、控訴手続の期限は厳格なものであり、何らかの事情で手違いや期限におくると受理されないということもあり、日数に余裕を持って提出する必要があったこと、以上のことから、6月17日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、弁護士による控訴書類の作成の後、6月19日付で控訴状を提出いたしたわけでございます。

以上で回答を終わります。

○議長（馬場武信君） では、再質疑。

植村君。

○2番（植村ケイ子君） 控訴なさったということであれば、控訴状を確認しなければ正確な判断ができませんので、控訴状を開示する考えはありますか。

○議長（馬場武信君） 教育長。

○教育長（松並宣也君） 控訴状を開示する気持ちはありません。

○議長（馬場武信君） ほかに。

植村君。

○2番（植村ケイ子君） ということは、開示の必要はない控訴状なんですね。

○議長（馬場武信君） 教育長。

○教育長（松並宣也君） そのように考えています。

○議長（馬場武信君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 質疑なしと認めます。したがって、質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

松田君。

○7番（松田睦男君） 今回のこの件につきまして、今、町長のほうから説明がありましたが、苦しい答弁であったなというふうに思います。

4月4日に結審し、6月6日の1時15分から判決文を言い渡すということになっております、経過を見たら。そうしたら、時間がなかったとかそういうことは、これは該当しないというふうに私は思います。

そしてまた、この件について町職員から訴えられたのであれば、議会に同意を求めるにしたら、その時点で議会に、こういうことで元町職員から訴えがあったと、だから逐次議会にも報告をして賛同願いたいとか、そういう手続を踏んでおれば、また別な選択

肢もあったやに思えます。

しかし、この件につきましては、先に全体協議会を開いてくれということで、議長の計らいで全員協議会を開催していただきました。そのときにもまだ行政側から何の回答もなし、判決文も来てない、何も議会側に連絡が来てないと、だからこれは、議会としてはそれが出てくるまでは置いておこうということで、さきの全体協議会ではそういうふうになりました。そして今回、回答が出てまいりました。しかし、今、町長からるる説明がありましたが、これは、時間的な余裕は私に言わせたら十分にあったと。この前の会議では土日が入りましたと、そして今の答弁でも、弁護士から6月6日に判決があったものが6月10日に役場に回答があったと。これ、判決の日に役場の職員の誰かがそこへ出席しておれば、即その日にこの判決文は入手できたはずです。これ、裁判を起こされて、その判決日に町側が誰も出席してないんですか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） はい、どうぞ。

○7番（松田睦男君） ちょっと待って。

○町長（志野孝光君） それは、発言言いますけど、うちは職員ちゃんと出席してます。

○議長（馬場武信君） はいそれでオーケーです。どうぞ続けてください。

松田議員。正しい議論をされたいと思いますよね。だから討論、あくまでも松田議員。討論は賛成か反対かで、反対だったら反対で、反対の理由はこれこれだと簡潔に述べてください。どうぞ。

○7番（松田睦男君） これは、順序を追ってやっていかなければわからないことでしょう。

私はこれは前段にそういうことがあるから、私は……

○町長（志野孝光君） 前段で組織の中のことで……

○7番（松田睦男君） ちょっと待ってください、今発言中です。

○議長（馬場武信君） ちょっと待って、町長。

松田君、今言ったように、今の中で反対理由としては、一応、町の組織として動いてなかったということですね。だから反対だということですね。時間的な余裕があったということですね。

○7番（松田睦男君） 時間的余裕は十分にあったから……

○議長（馬場武信君） あったから、この専決処分は反対だということですね。

○7番（松田睦男君） そうです。

○議長（馬場武信君） はい、オーケーです。

次に、賛成論者はおられませんか。

○町長（志野孝光君） 議長、ちょっと。

○議長（馬場武信君） ちょっと待って。町長待って。ちょっと待ってください。

まず、廣瀬君。

○5番（廣瀬規矩次君） 今、控訴についての専決処分で松田議員から反対の討論がありましたけれども、反対討論の中で手番がなかったとか、あるいはまた全協あるいは議運のときにもこれは議会軽視やというような発言がありました。私は、松田議員の言われてることは全て否定するつもりはありませんし、また、一定の理解はしたいと思いますが、ただ、争点の本質は、随意契約の870万円全てを町に返還せよというのは、これは一方的で理不尽な判決であり、このバスを運行するには誰かがやらないとその機能は喪失してしまうわけです。

この件については、権利の放棄のところでも私は述べたいと思いますが、一般入札に値する分を差し引くのなら、私は……

○議長（馬場武信君） 議員、今のはとりあえず専決。専決処分が、それだけ簡潔に的を絞ってください。

○5番（廣瀬規矩次君） で理解ができます。町長でない私であっても、このことについてであれば当然私は控訴します。

手番がなかった、議会軽視を斟酌しても、この事案に反対するまでもないと、このように私は考えます。よって、このことを主張して賛成討論とします。

以上。

○議長（馬場武信君） 次に、どなたか反対の方、反対討論。

中尾君。

（「今、賛成討論を言ったんちゃうん」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） だから次。

中尾君。反対討論の方。

○4番（中尾正巳君） 第14号の損害賠償請求事件、第2号の損害賠償請求事件、これにつきましては、三宅町宛てに裁判所から各訴状送達を受け取りながら議会議員に一切報告がなかったわけでございます。私たち議員は6月7日の新聞で初めて知りましたと。この地裁の判決は、三宅町が個人志野孝光氏に870万円を請求するよう命じた判決であったと思います。三宅町は、奈良地裁判決を不服として大阪高等裁判所へ6月19日付で控訴されたことを6月21日の新聞で初めて知ったわけでございます。

それで、私は言いますのは、奈良地方裁判所の訴訟及び大阪高等裁判書の控訴につい

でも、議会議員を余りにも軽視をし過ぎていると。私は、この専決処分事項報告については承認することはできません。

以上でございます。

○議長（馬場武信君） ほかに賛成の方。次、賛成の方。

渡辺君。

○1番（渡辺哲久君） 賛成の意見を述べます。

経過の問題をいろいろ言われていますが、全員協議会でも弁護士さんも含めて事実の経過の説明を受けました。十分であるか不十分であるかについては意見が分かれると思いますが、私は、この問題の本質は控訴をすることが妥当であったかどうかだというふうに思います。

被告である志野町長が、漫然と随意契約を続けてきたわけではないと、そこを主張したいということで控訴されたという説明を受けました。当事者がそういう意思を表明している以上、司法の場において判断してもらうというのが適当だというふうに考えます。議会として全経過を把握しているわけではないし、それをジャッジする立場にもありませんので、控訴をすることには理由があるし、それを志野町長が控訴するのであれば、それは争う権利があるだろうと、司法の判断に委ねるべきであろうということで、賛成します。

○議長（馬場武信君） 次に、もしほかに反対。

どなたかおられませんか。おられませんね。

じゃ、これでほかに討論者なければ、討論なしという……

（「討論ありますよ」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） いや、一人一答です。

町長、何か一言だけどうぞ。

○町長（志野孝光君） 先ほどの松田議員の反対討論の中で、町に判決文が届いたのは6月6日という発言をされたと私、控えております。先ほどからも、また、さきに行われた全員協議会でも十分に説明しておる中で、6月10日に町に判決文が届いておりますので、この発言が、もし後でテープ等を起こしていただいて間違っておるという事実が確認されたならば、期日の訂正を議長に対して僕は求めます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（馬場武信君） はい、わかりました。了解します。

松田君、何か。今の件に関してです。

○7番（松田睦男君） これは、今6月10日に役場に届いたというのが町長の今の発言や

ったんです。だから、この判決は6月6日の午後1時15分から言い渡すと。それで、誰らが参加したんや言うてもその回答は全然得てないから、6月6日に町の職員がその判決の場でおれば、弁護士がもらったそれを即コピーしてその日のうちに役場のほうにファクスでも何でもできるはずなんです。そこはわかりますね。

それともう1点、これはもう非常に私、大事なことだと思うんですよ。議長試案というものが示されました。これの2ページにつきまして……

○議長（馬場武信君） 今その問題は関係ないです。発言をストップしてください。

今回の問題点は、松田議員が6月6日に町にちゃんと判決文が届いたということに対する行政側の反論でございます。その辺で松田議員、間違いないですね、いいですね。

○7番（松田睦男君） 私は、届いたとは言うてませんよ。6月6日に役場の職員が裁判所に行ってその判決文を聞いたら、即その日のうちに役場にそれが届いたはずでしょうと、こう言うておるんですよ。

○議長（馬場武信君） わかりました。

ほかに答弁なければ。

何か参考ありますか。

園長。

○幼稚園園長（吉井五十鈴君） 私が判決のときには行っておりました。判決文は簡略的に口頭で原告の主張どおりということでありまして、判決文はその日にもらえていません。弁護士さんも翌日にいただいたということです。そして大阪の事務所から、この日に、言われた10日に郵送されてきたということになっておりまして、議員さんにもお見せしたとおり、判決文はとても長うございまして、私自身も読み砕くのに随分時間がかかりましたし、理解できない部分がいっぱいありました。主張の部分がなぜこんなに通らないのかというところで、すごく私自身も迷ったところで、いろいろ調査も、私もバス運行にかかわった者としてさせてもらった次第です。その部分についてお答えだけさせていただきます。

○議長（馬場武信君） 今、判決文についてのるる説明がありましたんで、一応皆さん、議員の方々はご了解願ったと思います。

ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） なければ、討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

承認第11号 専決処分事項報告についてを採決いたします。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(馬場武信君) 起立者4名につき、議長裁定といたします。

議長は本案に賛成いたします。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場武信君) 続いて、日程第4、発議第2号 権利の放棄についてを議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) ご異議なしと認め、提出者の廣瀬規矩次議員より提案理由の説明を求めます。

廣瀬規矩次君、どうぞ。

○5番(廣瀬規矩次君) それでは、朗読をして発議にかえたいと思います。

当町長志野孝光が————との間における幼稚園バス業務委託契約に基づき、同会社に平成23年4月から平成24年3月まで支払った金642万円及び平成24年4月から同年7月まで支払った金228万円、合計これは870万円となりますが、損害賠償として志野孝光に返還させるよう命じた金員のうち、平成23年4月から平成24年3月まで支払った金642万円のうち金319万4,928円及び平成24年4月から7月まで支払った金228万円のうち金106万4,976円について、それぞれを放棄する。これは、つまり一般入札として積算したその合計が425万9,904円ということであります。

権利の放棄の理由についてですが、去る6月6日、奈良地方裁判所は、————が当町長志野孝光を被告として、幼稚園バスの運行について当町長志野孝光が————、以下————と略称いたしますが、その間において業務委託契約を締結し、同社に委託費として平成23年4月から平成24年3月まで支払った金642万円及び平成24年4月から同年7月まで支払った金228万円について、これはつまり870万円のことですけれども、同委託契約を入札制でなく随意契約で締結したのは裁量権の乱用として違法であり、したがって当町と————との委託契約も無効であり、無効な契約に従って当町に上記委託金を支払わせた志野町長に過失があるとして、志野孝光町長に以上の金額を返還するよう命ずる判決がありました。

平成25年5月8日、平成25年6月から2年10カ月間の委託契約について指名競争入札

が実施され、————が943万5,300円で落札し、6月よりバスの運行は————が委託を受けて実施をしているところであります。

平成25年4月1日から本件幼稚園バスの業務委託契約について入札制を採用することからも、上記判決が命じている金額のうち落札者————に支払う委託料をもとに算出した金額については放棄するのが相当と思い、本発議をするものであります。

当町における幼稚園バスの運行は、古くは三宅村のころから始まっており、当初は三宅村職員が、そして昭和49年に当町が発足して以降は当町職員がその運行に当たっておりました。その後、平成14年1月3日に亡くなられた置本庄司前々町長当時の昭和56年から、バスの運行を————に随意契約で委託するようになり、その契約は今日まで実に32年間に及んで続いてきているものであります。当町が————に委託するに至った詳細な経緯については、もはやわからないというのが実情であります。

その間、当町が————に支払ってきた委託費は、判明しているだけでも資料1、バス委託料及びバス使用料等推移一覧表のとおりであります。この委託費については、当時から幼稚園バスを2台走行させ、この運行する運転手を予備員を含めて3人とし、三宅町の職員の給料を参考にして算出し、人事院勧告がある都度見直しをしてきたというのが実情であります。

同一覧表のとおり、平成12年当時からバスを利用する幼稚園児が激減し、保護者に支払っていただくバス使用料も減少の一途をたどっているのに、委託費は高どまりしたままであった。そして、平成20年7月28日に町財政の健全化を公約の一つとして当選された現志野町長は、一種既得権益化している————との契約を一举に終了させることを計画し、その上で、委託費を適正な価格に見直した上、新たな形での契約締結を検討し、当時の教育長初め幼稚園長などの協力を得て平成20年度をもって同社との間の委託契約を終了させたい旨告知するに至った。

ところが————は、当時の置本町長にそういう内容を懇請されて昭和56年から委託されていることや、今後においても当然継続してもらえるものと考えてきたこと、その間の委託費については人事院勧告に従って決定されてきていることから、当人らは三宅町の職員であると、そういう考えをしており、正当な理由もなく解雇できないはずであり、仮に終了させるとすれば、営業補償や運転手1人当たり高額な退職金などを支払ってほしいなどと主張して譲ろうとはしなかった、そのように聞いております。

志野町長としても、当時までに既に約27年間も継続してきており、今後もそのまま継続して受託できると考えてきた————のこのような期待を唐突に打ち切るのも問題で

あると考えるとともに、——の答弁内容や態度からして、幼稚園バスの運行に混乱を来し、その混乱に児童や保護者を巻き込むようなことがあってはならないと考え、転廃業等の準備期間を置くこととし、しかしながら既に幼稚園児も減少していることから、平成21年度については運行バスを2台から1台に減少することとし、——の運行に当たる運転手もそれまでの3人から2人に減少させるなど、委託料を年間684万円に減額することとし、——の反対を押し切って平成22年度は同金額として契約に至ったものであります。

その後、稼働日数の減少を理由に委託費の減額を行ったりしておりますが、平成20年の通告から4年経過し、転廃業の準備に十分な期間が経過したことから、——にはその旨十分に説明し、資料2のとおり平成25年2月28日書面で——に対し正式に委託契約の終了を通告した上、ようやく平成25年4月から入札制に切りかえることとし、準備期間を置いて6月から実施されているものであります。

判決は、当町が道路運送法第78条第3号の許可を得ていないことも判断理由の一つに挙げておりますが、当町監査委員の奈良運輸支局に対する調査でも、国土交通省は積極的に許可を得るように注意を喚起するようなこともせず、問い合わせがあれば許可を得るように勧めているという受動的なものであること、また当町は、最近における子育て支援策強化の潮流の中、保護者に迷惑が及ばないよう、したがって運行現場に混乱を来たさないよう円満に終了に結びつけるために、年度をまたがって地道に話し合いを継続しており、したがって、入札制に移行するまでの間、——との間で随意契約により委託契約を結んできたとしても、決して漫然と契約を継続したわけではなく、可能な努力はなされていたものと判断できます。

以上のことから、総合しますと、志野孝光町長に判決が認められるような損害賠償義務を負わせることはまことに酷と言うほかなく、しかも、粘り強く——と交渉を重ねた結果、むしろ、これこそ長期間漫然として続いてきた——との委託契約を終了させ、本年4月からやっと入札制度に移行できたことなどを総合勘案すると、少なくとも平成23年4月から平成24年3月までに支払った金642万円のうち、資料3のとおり——の委託費をもとに算出し直した年間319万4,928円については、また平成24年4月から同年7月まで支払った金228万円のうち106万4,976円については、それぞれ放棄するものと思い、本発議に至ったものであります。いろいろと数字が羅列されておりますけれども、この金額、ちなみにその合計額は425万9,904円となります。

なお、議会としても、志野町政になって以来、これまで毎年度の予算を審議し、そしてそのことについて議決をしてきたことをあえて申し添えたいと思います。

よって、放棄の時期は平成25年7月19日といたしたいと思います。

以上、発議の朗読を終わります。

○議長（馬場武信君） 説明が終わりました。

日程第4、発議第2号 権利の放棄についてを議題として質疑を許します。

質疑はありませんか。

植村ケイ子君。

○2番（植村ケイ子君） 発議書の内容の中で、———に関係する部分について少し質問してみたいと思います。

1番目は、4ページの3行目「正当な理由もなく解雇できない筈であり」とはどのようなことでしょうか。

2、4ページ7行目「———のこのような期待を唐突に打ち切るのも問題であると考えるとともに———の答弁内容や態度からして幼稚園バスの運行に混乱を来し、その混乱に児童や保護者を巻き込むようなことがあってはならない」について、運行に混乱を来すとは具体的にどのようなことを指すのでありますか。

○議長（馬場武信君） はい。

○5番（廣瀬規矩次君） 提案者から回答いたします。

今、植村議員のほうから「正当な理由もなく解雇できない筈であり」というのは、当人らは三宅町の職員と同等であると、このように考えています。理由としては、委託費の算出基礎には三宅町の職員の給料を参考にして算出し、人事院勧告がある都度見直してきたという実情があるためであります。しかしながら、正当な理由もなく解雇できないということですが、理解を得るために申し上げれば、あくまでもそう本人が主張しているだけであって、事実として雇用関係が存在しないのではないかと考えます。

それと、次に「———のこのような期待を唐突に打ち切るのも問題であると考えるとともに」という云々、このことについての回答をいたしますが、———の契約を強行に打ち切ることとした場合、バスの運転手の業務を中断させることも考えられ、適切なバス運行ができず児童や保護者に迷惑をかけることになるためであります。よって、つけ加えて申し上げますれば、継続しながら契約を終了させるということが望ましいと判断したことがあります。

この2点について植村議員が質問されましたけれども、これはいずれも発議文であります。この発議文は訴状ではありません。ですから、実際は弁護士が戦術を立てて争点を明確にし、争うことになる、このように私は思います。

以上です。

○議長（馬場武信君） 再質疑ありますか。

植村君。

○2番（植村ケイ子君） 今のでちょっとその意味がよく理解できました。という形の中で、発議の理由について再質問させていただきます。

当案件は、他人事ではなく、町長の責任が問われるなら議会も承認した2次的責任を住民から指摘されるおそれがある。以上の観点から、今回の判決は経緯を無視した内容であり、控訴、上告も含め行政の対応を見守ります。

今回の地裁判決が確定されたならば、連動して議会の行政チェック機能を住民から問われかねない。議会として2次的責任を回避するためにも、行政と歩調を合わせた訴訟対応が必要となる。本来ならば870万全額放棄を求めるも、住民感情を考慮し、地裁指摘の随意の違法は違法として入札契約との差額分に限定して放棄ということになって、以上の文言を含む議長試案と、並びに発議原案が全員協議会か議会運営委員会だったかで説明があったと思います。議会の責任逃れのために、住民から付託された議員本来の義務を忘れ、みずからの存在意義を否定するような発言をするような理由を聞かせてほしいとともに、控訴……

○議長（馬場武信君） 植村君、今回の再質疑は廣瀬議員の発議の内容とは符合しません。別個の問題ですから、それは取り消してください。

ほかに、発議に関する質疑はございませんか。

（「議長、あんた感情的な言葉で言うな」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） ほかに何か質疑ありますか。

（「感情的な言葉で言うなということや」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 質疑があったらどうぞ。

（「視点がずれてるからと言うたらそれでええんちゃうん」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） うん、そう。だから、はいどうぞ、松田君。

○7番（松田睦男君） 提案者にちょっとお伺いします。

この前、我々議員に……

○5番（廣瀬規矩次君） 総括質疑の提出がないのは、私は答弁をする義務は負うてない。

○議長（馬場武信君） だから、発議に対する質疑ですね。

○7番（松田睦男君） はい。

○議長（馬場武信君） 発議に対する質疑ならやってください。

○5番（廣瀬規矩次君） 発議に対しての質疑って、今、書面で提出されてんねんから、

松田議員からは出てませんから、私も答弁する義務はありません。

○議長（馬場武信君） そしたら、一応事前通告になっております。一応、今回の場合は、今回の発議に対する事前通告は植村ケイ子君だけです。

○7番（松田睦男君） そしたら討論の場で。

○議長（馬場武信君） おっしゃってください、それで結構です。

ほかに質疑ないですね。

じゃ、質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

松田君。

○7番（松田睦男君） 発議者にちょっとお伺いします。

全員……

○議長（馬場武信君） 松田君、討論ですから、反対なら反対で反対の理由を述べてください。

○7番（松田睦男君） 一応、反対ということで討論に入ります。

まず、1点お聞きしたいのは、議長試案というものが出されました。それによりますと、バス運行業務に係る870万円の予算措置を審議、承認したのが議会であると……

○議長（馬場武信君） 松田君、今回は廣瀬議員の発議に対する反対、賛成です。だから、それに関する反対に関する討論を行ってください。

○7番（松田睦男君） だから、これを発議されたのは、こういう議長の試案をもとに発議されたかどうかを私は問いたい。だからそれを言ってるんです。よろしいか。

○議長（馬場武信君） だから、反対ですね。討論ですから、あくまでも廣瀬議員の発議に対する反対か賛成か、反対でならば反対の理由だけをおっしゃってください。

○7番（松田睦男君） 反対です。

○議長（馬場武信君） 反対理由は。

○7番（松田睦男君） 理由は、なぜかといいますと、議長試案にありますバス運行業務に係る870万円の予算措置を審議し承認したのは議会でもある。議会として、審議過程において当該行政行為の違法性は認識せず、これを認めた。仮に今回の裁判判決が確定されたまま、連動して議会の行政チェック機能を住民から問われかねない。したがって、議会として2次的に責任を回避するためにも、行政と歩調を合わせた対応が必要となると。志野町長個人に損害賠償を請求する違法性は認識せず、町の請求権は放棄することと同意すべきで発議に至ると。ただし、本来ならば870万円全額放棄を求める住民感情も

考慮し、地裁指摘の随意は違法として入札契約との差額分に限定して放棄したという、これをもとにして今、発議されたんですか。

○議長（馬場武信君） 今は質疑じゃないです。要は反対と、それでオーケーです。

次、賛成討論者、おられますか。

渡辺君。

○1番（渡辺哲久君） 賛成討論を行います。

理由を5点述べます。

まず第1に、奈良地方裁判所の入札制でなく随意契約で締結したのは裁量権の乱用であるという判決は、事実として厳粛に受けとめなければならないと考えます。

第2点、しかし、指名競争入札を行っていたとしても費用は発生するものであって、この金額はどういう契約の形態であったとしても不可避な支出であります。

3点目、本年5月には入札が行われ、平成25年6月から28年3月までの2年10カ月、34カ月分の落札金額は——の9,435万300円でありました。これを訴訟の対象となった期間である平成23年4月から24年7月までの16カ月に当てはめて換算すると、合計425万9,904円となります。

4番目、したがって、この金額425万9,904円は、指名競争入札を行っていたとしても支出しなければならなかった金額と判断し、町長志野孝光への請求を放棄するのが妥当だと思います。

5、この結果、随意契約の金額870万円とこの金額の差額——この金額は425万9,904円ですが、その差額444万96円を、町は町長志野孝光に支払いを求めることとする、こういう判断で発議がなされています。

この判断には合理性があると考えますので、この発議に賛成します。

以上です。

○議長（馬場武信君） ただいまの渡辺君の発言にあった——の金額が9,000とかいうことで、正しくは943万5,300円ということによろしいですね。ちょっとそれだけ訂正、もしあれば。いいですね。

○1番（渡辺哲久君） はい。

○議長（馬場武信君） 次に、反対の方おられますか。

中尾君。

○4番（中尾正巳君） 私、反対の意見を述べさせていただきます。

奈良地裁は、三宅町が志野町長に対して870万円を請求するように命じた判決を下しました。しかし今回、一部の議員が志野町長を擁護するために、志野町長が三宅町に与え

た損害と住民感情を無視し、また裁判の判決文を無視し、志野町長に請求するように命じた870万の中から425万9,904円を放棄する行動をとっておられます。

私としては、苦しい生活の中、納税されている住民のことを考えると、今回の権利放棄については到底理解することはできません。賛同された議員各位は住民のことをどうお考えでしょうか。また、今後住民と直接対応する町職員が、住民に今回の権利放棄について説明を求められたらどのように答えたらよいのでしょうか。恐らく明確に答えることはできないでしょう。また税金の徴収業務についても、今回の志野町長の行動や議員の行動により、支障が出ることは明らかに思われます。

最後に、町長及び議員は特別公務員であり、住民の奉仕者であることを忘れないでください。私は、このような理由で権利放棄について賛同することはできません。また、住民感情を無視した行動をとる議員については、住民の目が節穴でないことを考慮し、良識のある行動をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（馬場武信君） 次に、賛成の方。

廣瀬君

○5番（廣瀬規矩次君） 私は賛成の討論をいたします。

今、中尾議員のほうから町長を擁護する云々という発言がありましたけれども、私は、議員の資質として、そういう良識あるいは見識をもって、これ世間一般常識に照らし合わせて当たり前のことである、こういうことから賛成の討論を列記いたしたいと思います。

昭和56年より置本町長、森田町長において27年間随意契約を結び運用してきたこと、そしてまた平成20年に志野町長が当選され、志野町政になって契約内容の改善努力をしてきたこと、これは、発議の文の中にも説明しておりますけれども、バス2台を1台にし、それに伴う契約価格の改定をしてきたこと、そして契約を終了させるという努力をしてきたこと、そして、この事案の本質の争点は、随意契約の870万円全てを返還せよという判決は一方的で理不尽な判決であり、このバスを運行するためには、誰かが運転士としてやらなければその機能は喪失してしまいます。一般入札に値する分を差し引くのなら私は理解ができます。

○議長（馬場武信君） 廣瀬議員、発議を出していますんで、一応発議の中で簡潔にまとめてください。

○5番（廣瀬規矩次君） 反対討論も、それから賛成討論においても、自分の発言する内容は時間をとってでも私は聞いてもらいたいと思います。私は無駄なことは言ってませ

ん。

○議長（馬場武信君） 発議でおっしゃってますんで、それ以外にちょっと論点を。

○5番（廣瀬規矩次君） だから、ダブることがあっても、それは賛成討論も反対討論も時間をかけて……

○議長（馬場武信君） だから、論点を絞ってください。

○5番（廣瀬規矩次君） だから、私は一般入札の分を差し引くという、これなら理解できます。ちなみにこれは、一般入札で契約した額で425万9,904円であります。よって、870万円から425万9,904円を差し引き、残りの額、つまり440万96円を高裁の判決、これは判決ですからまさに不透明でありますけれども、これに沿って町長にそのご負担をいただくという、その論理であります。そして、過去の予算委員会や議会においてこのことを承認、つまり議決してきたという背景もあり、我々議員において応分の責任があるとも考えます。

よって、これらのことを思慮しても、世間一般常識の範囲の中でも当然、権利の放棄は承認すべきものであると、このように私は考えます。

そしてまた、9月の議会において今回の事件、随意契約にかかわるこれを精査し、そしてまた、今後、三宅町においてこういうような随意契約がないのかということを一般質問の中で私はただしていきたい、このことを予告して賛成討論を終わりたいと思います。

以上。

○議長（馬場武信君） ほかに反対の方はおられますか。討論される方はございませんか。

植村君。

○2番（植村ケイ子君） 今の廣瀬議員の中で、聞けばわかるんですけども、この間の全員協議会やらずっと見ていたら、この文書の中にもありますけれども、権利の放棄のところでかわいそうだとか、かわいそうは文面には載っていませんけれども、志野町長がかわいそうであるとか酷であるとかという、そういう言葉の中での発議は私は認められないと思います。

○議長（馬場武信君） 反対ですね。

○2番（植村ケイ子君） はい。

○議長（馬場武信君） ほかにおられませんか、討論は。いいですね。

討論なしと認めます。討論は終結します。

お諮りいたします。

日程第4、発議第2号 権利の放棄についてを採決します。

○7番（松田睦男君） 議長、ちょっとその前に1点だけ。

○議長（馬場武信君） はい。

○7番（松田睦男君） これは私が聞き間違ったのかもわかりませんが、廣瀬議員の4ページで下から10行目ですか、年間642万円とここにはなっていますが、この数字の発表は若干間違ってたように私は聞いておりました。もしそれが間違いでしたら正解を言っていただきたい。でなかったなら、録音してますんで、それは録音したものを勝手に変更されたらこれはまた大変なことになりますんで、正確な数字を言っていただきたい。

○議長（馬場武信君） 僕、また精査の上であれしますから。

じゃ、討論なしと見て、討論は終結します。

お諮りいたします。

日程第4、発議第2号 権利の放棄についてを採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（馬場武信君） 起立者4名につき、議長裁定といたします。

議長裁定は、本案を賛成といたします。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（馬場武信君） 以上をもちまして、本臨時会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、志野町長より挨拶を受けることにします。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 三宅町議会第2回臨時会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本臨時会に控訴の提起に係る専決処分事項報告のご提案を申し上げ、慎重審議いただきありがとうございます。本件につきましては、既に控訴手続を進めておるところであり、その結果につきましては議員各位にはご報告をさせていただきますので、今後もよろしく願いを申し上げます。

また、議会からも、さきの控訴に関する権利の放棄に関する発議1件の提出が行われ、可決決定がなされました。

議員皆様方には、今後の行政運営にご理解、ご協力を賜りますとともに、梅雨も明け酷暑厳しい日が続きますが、くれぐれもご自愛いただきますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（馬場武信君） これをもちまして、平成25年7月三宅町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時59分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員